

平成20年4月から変わります

75歳以上の方の医療制度

75歳以上の後期高齢者の心身の特
性や、生活実態等を踏まえ、後期高
齢者医療という独立した医療制度に
なります。

所得のある方は、3割負担となります。

Q3 保険料はどうなりますか？

A3 保険料は広域連合で決めら
れ、市町が徴収します。また、
原則として年金から徴収されます。

Q1 後期高齢者医療制度の被保険
者となる方は？

A1 広域連合の区域内である市町
に住む75歳以上の方および広
域連合の認定を受けた65歳以上の方
で寝たきり等の一定の障害がある方

Q2 お医者さんにかかるときの自
己負担は？

A2 現在の老人保健で医療を受け
るときと同じです。
一般の方は1割負担、一定額以上の

■問い合わせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合
佐賀市大和町大字尼寺1-870番地
(佐賀市大和支所3階)

市民生活課 国保年金係

☎ 64-8476
☎ 75-6116

イノシシ・カラス・ドバトなどの 有害鳥獣駆除を行います

現在、市内ではイノシシ、ドバト
などによる農作物の被害が増加して
おります。このような農作物被害を
抑えるため、猟友会にお願いして有
害鳥獣の駆除を行っています。

■駆除地域

市街地（猟銃禁止区域）を除く市
内一円

6月の一斉駆除日は、24日(日)
5時30分から8時30分までです。

■問い合わせ

産業振興課 農政係

☎ 75-4825

6月23日～29日は

男女共同参画週間です

平成19年度の標語は

「いい明日は 仕事と暮らしの
ハーモニー」



男女共同参画週間

6月23日から29日までは、
「男女共同参画週間」です。

男性と女性が、職場で学校で、
地域で、家庭でそれぞれの個性
を発揮できる「男女共同参画社
会」の実現のためには、政府や
地方公共団体だけでなく、皆さ
ん一人ひとりの取り組みが必要
です。

この機会に私たちのまわりの
男女のパートナーシップについ
て考えてみませんか。

ワーク・ライフ・バランス

育児休業制度の整備や残業の
減少などにより、仕事と家庭等
の両立ができ、働く人が仕事上

男女共同参画週間記念フォーラム

期日 6月24日(日)
開場 12時30分 開演 13時
場所 アバンセホール
内容 《第1部》講演13:00～14:30
演題 「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」
講師 白石 真澄氏 (関西大学政策創造学部教授)
《第2部》トーク (14:45～15:30)
「佐賀でワーク・ライフ・バランスにどう取り組むか」
・白石 真澄氏
・大草 秀幸氏 (アバンセ館長)

※一時保育(原則生後6ヵ月以上就学前まで)、手話通訳を
希望される方は、6月17日(日)までに、お申し込みく
ださい。一時保育には、保険料100円が必要となります。

の責任と、仕事以外でやりたいこと
などの両方を無理なく実現できる状
態のことをワーク・ライフ・バラ
ンスと言います。
ワーク・ライフ・バランスを推進
し、男性も女性も、それぞれの希望
に添った生き方ができるようにしま
しょう。

■問い合わせ

教育委員会 生涯学習課

☎ 74-3241